

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

1. 就学における本人・保護者の意向尊重、および就学指導について

障害児の就学にあたっては、地域で「ともに学び・ともに育つ」という原則に立ち、本人ならびに保護者の意向を最大限尊重した就学相談を実施するよう、また支援学級に在籍する場合「支援学級で学ぶ時間数」など条件付けを行わないよう、府内各市町村教育委員会への指導助言を徹底すること。また就学通知を対象年齢児全員に対して年内に発出する自治体を増やすよう、先進事例等を示すなど、市町村教委に働きかけを行うこと。

(回答)

- 府教育庁としましては、障がいのある児童生徒の社会参加・自立に向けた主体的な取組みを支援する観点から、すべての児童生徒が地域で「ともに学び、ともに育つ」ことを原則に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるようにすることが重要であると考えています。
- 特に、就学にあたっては、市町村教育委員会に対して、合理的配慮の観点を踏まえ幼児・児童・生徒の教育的ニーズの把握に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、就学に関する適切な説明及び情報提供を行うなど、本人及び保護者の意向を最大限尊重した取組みの充実を図るよう指導しています。
- 支援学級における指導時間数につきましては、まずは児童生徒一人ひとりの障がいの状況や心身の発達状況に応じた指導が適切に実施され、児童生徒一人ひとりの学びが保障されていることが重要であると考えます。
- これらを踏まえ、市町村教育委員会に対しては、支援学級在籍児童生徒の状況や特別の教育課程の編成状況等を把握し、必要に応じて所管する学校に対し、指導助言するよう周知しています。
- なお、就学通知など就学に関する事務手続きについては、関係法令に基づき、設置者である市町村教育委員会の定めるところにより行われるものと認識しています。
- 今年度は、5月に開催した支援教育担当指導主事会において、各市町村教育委員会による保護者向けの就学相談の案内や就学説明会の資料を題材として、地域の学校への就学について助言を行ったところです。
- 府教育庁としましては、引き続き、市町村教育委員会と関係部局、関係機関等が連携し、保護者が早い段階から就学相談に関する情報を知ることができるよう、早期からの相談支援の充実について働きかけるとともに、市町村における就学相談な

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

らびに就学事務手続きが本人・保護者の意向を最大限に尊重するという基本姿勢に立ち、適切に行われるよう、あらゆる機会を通じて市町村教育委員会に対して働きかけてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

2. 義務教育段階の支援等について(小中学校)

(2) 通常学級・支援学級関係なく、インクルーシブ教育(ともに学び・ともに育つ教育)を理解するため、全教職員に対し、機能的な障害等による学習上の困難の軽減・克服という医学モデルの考え方を、「社会モデル」の考え方に変えるための研修を計画的に進めること。また2024年12月に出された「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」にあるよう、旧優生保護法の歴史的経緯等を学ぶ研修の実施を検討すること。

(回答)

- 教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、毎年、府内小・中・高等学校教職員等を対象に、障がい理解教育研修会を実施しております。その際、障がいの社会モデルについての理解を深めるための内容や、授業における合理的配慮の取組み事例等をまとめた冊子「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」について、改めて周知いたしました。令和8年度以降も、引き続き教職員に対する研修を計画的に実施してまいります。
- 府教育センターでは、毎年小・中学校及び義務教育学校における新規採用教職員の研修及び高等学校10年経験者研修において、「障がいの社会モデル」を基に「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の考え方や通常の学級における授業づくり・集団づくりに活かす内容を取り入れています。また、通級指導の担当教員に対して、通級指導教室で学ぶ子どもの理解や指導事例を通して、考えを深める研修を実施しています。
- 今後も、引き続き「ともに学び・ともに育つ教育」を推進できるよう、計画的に研修を実施してまいります。また、旧優生保護法に関する歴史的経緯やその影響についての理解を深めることは、共生社会の実現に向けた重要な視点であると認識しております。関係課と連携を図りながら、研修内容の充実に向けて、引き続き検討を重ねてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 市町村教育室 小中学校課
 教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

4. 肥大化が続く特別支援学校に関する課題について

- (1) 特別支援学校設置基準が国で定められて以降、知的障がい支援学校の新設や増設などが更に進んでいる。「ともに学ぶ教育」と逆行しないよう、特に「支援学校の新設」については、見直し・撤回を含めた具体的な検討を行うこと。

（回答）

- 大阪府においては、かねてより「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育が行われるよう取組みを進めてきました。
- こうした中、在籍者数の増加により全国的に慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月、文部科学省において「特別支援学校設置基準」として、学校を設置するために必要な最低限の基準が定められました。
- 既存の支援学校については、当分の間の経過措置が講じられているものの、基準を満たさない状況については、できるだけ早期に在籍する児童生徒等の教育環境を改善していく必要があることから、基準への適合に必要な新校整備等をはじめとする環境改善の取組みを、今後も進めていきたいと考えております。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

4. 肥大化が続く特別支援学校に関する課題について

(2) 義務教育年齢において、地域の学校から支援学校の転籍者数、及びその逆の転籍者数を示すとともに、支援学校における地域の学校への転籍に向けた取り組みを示すこと。

(回答)

○ 大阪府においては、地域の学校から支援学校への転籍者数、及びその逆の転籍者数について、具体的な数値は公表しておりませんが、一定数のケースがあるということは把握しているところです。

○ すべての市町村教育委員会においては、まずは地域での就学を検討することを前提として就学相談を進めています。したがって、支援学校に在籍している児童生徒は、本人の障がいの状況や保護者の意向により、地域の学校ではなく、支援学校への就学を希望されていたものと考えます。

○ なお、支援学校から地域の学校への転学については、保護者、本人が希望すれば、丁寧に意向を確認しながら地域の学校への就学を進めているケースもあります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

5. 障害のある生徒の高校問題 入学以前について

- (1) 府立高等学校再編整備計画が示されているが、障害のある生徒が支援学校ではなく府立高校に進むことを念頭におき、計画を策定すべきである。3年間定員内の状態が続き改善の見込みがないという考え方でなく、障害により通学範囲も限られるなども踏まえ、学校配置等を中心に整備を行い、公立高校が減ることがないようにすること。

(回答)

- 府立高校の再編整備については、志願者数の推移や当該地域の将来の中学校卒業生数の推計に加え、教育課程や教育活動といった学校の特色、公共交通機関の整備状況や高校の設置状況といった地域の特性等を総合的に勘案した上で判断し、決定をしております。
- 今後とも、中学生の就学機会の確保を前提に、再編整備を進めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

5. 障害のある生徒の高校問題 入学以前について

- (3) 障害のある生徒を含む、希望するすべての中学生が公立高校に進学できるよう、入試制度に替わる新たな仕組みを創設すること。また当面の間、中学在学中の使用機器を認めるなど、入試の合理的配慮を更に広げることや、自立支援コースの校数・入学者数の拡充等を行うこと。

(回答)

- 高等学校への入学許可については、中学校長が作成する調査書や学力検査等の成績を資料とした入学者選抜に基づいて高等学校長が行うこととしていますが、受験者が募集人員を超えない場合は、原則として不合格者を出さないよう、今後とも、さまざまな機会を捉え高校への指導を続けてまいります。
- また、令和9年度選抜における配慮事項については、令和8年7月に、市町村教育委員会を通じて、中学校等に周知するとともに、市町村教育委員会の担当者を対象に説明会を実施いたしました。
- 府教育委員会といたしましては、配慮の必要な生徒に対して、公平性を確保しつつ、受験者が普段の実力を十分に発揮できるよう、適切な配慮を行っているところです。
- 今後も承認された配慮事項がそれぞれの受験者に対して遺漏なく適切になされるよう、引き続き万全の体制を整えてまいります。
- 障がいの状況により学習場面における個別の配慮が必要な場合などは、配慮の必要な生徒が在籍する学校との連携のもと、生徒一人ひとりの障がいの状況を把握しながら、非常勤講師等を措置しています。
- また、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである知的障がい生徒自立支援コース、共生推進教室につきましては、「大阪府教育振興基本計画」等により順次拡充し、現在、自立支援推進校11校、共生推進校10校で取組みをすすめています。
- 今後とも、高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のため、取組みの充実に向け、引き続き検討してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課
 教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【教育・保育に関する要求項目】

6. 障害のある生徒の高校問題 入学後について

- (1) 府立高校入学後、支援員等が、必要に応じ配置されるよう、予算を拡充すること。支援員等の配置の仕組みは、障害福祉事業所との連携が可能なように、登録制度や単価等を見直し、現在継続している試行的取り組みを、早急に制度化すること。

(回答)

- 大阪府においては、平成 23 年度より、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」を実施し、エキスパート支援員として、すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置するとともに、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、活動補助員や特定支援員を措置するなど、障がいのある生徒に対する支援の充実を図っています。
- また、令和 7 年度より、新たな財源を確保したうえで、トイレ等の移乗介助の補助を行う特定支援員等の単価を引き上げるなど、制度改善に努めております。
- 今後とも、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活を送れるよう、一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、必要な配慮を行う中で適切な支援ができるよう努めてまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課
 教育庁 教育振興室 高等学校課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【教育・保育に関する要求項目】

7. 府立高校のバリアフリー整備について

昨年8月文科省から「学校設備におけるバリアフリー化の一層の推進について」が出された。これは公立小中学校のことであるが、府立高校についてもこの通知に則して、バリアフリー整備を進めていくこと。またエレベーター利用が必要な生徒が未設置の高校に入学した場合、どのように対応しているのかを示すこと。

（回答）

- 令和8年4月1日現在の府立高校のエレベーターは、104校に設置しております。（府立126校中96校 市立移管17校中8校 令和7年度1校設置、令和8年度1校設計予定、1校工事予定）
- また、令和8年4月1日現在の府立高校のバリアフリースイレは、139校に設置しております。（府立122校 市立移管17校）
- 府立高校におけるエレベーターの設置やバリアフリー化の整備につきましては、府立学校施設長寿命化整備方針に基づく事業実施計画に基づき、今後も予算の確保に努めてまいりたいと考えています。
- なお、府立高校のエレベーターやバリアフリースイレの設置状況については、大阪府立高等学校・支援学校検索サイト（ERABO）から検索できるようにしております。
- 配慮の必要な生徒がエレベーター未設置校に入学した場合は、生徒の状況や学校の実情を踏まえ、階段昇降機の配置や段差解消のための移動式のスロープの配置など、必要な環境整備を行っています。
- また、「障がいのある生徒の高校生活支援事業」において、配慮の必要な生徒が在籍する学校に、介助等の補助をする特定支援員等を措置するなど、障がいのある生徒への支援の充実を図っています。
- 引き続き、生徒一人ひとりの障がいの状況を踏まえ、適切な支援及び教育環境の整備に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

(4) 小中の障害児の通学支援については市町村格差が大きい。障害と教育部局が連携して教育の通学支援事業や福祉の移動支援の活用等により全市町村で通学を支える制度を整えること。

（回答）

○ 地域の小・中学校等に在籍する障がいのある児童生徒の通学支援に関しましては、市町村による移動支援事業等の活用や、市町村教育委員会による通学支援事業等が実施されているところです。

○ 府教育庁としましては、府立学校における医療的ケア通学支援事業の状況も踏まえながら、地域の小・中学校で「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層充実するように、府独自の事業である「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しています。

○ 本事業では、市町村立の小・中学校等に通う医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために、市町村教育委員会が行う通学支援に係る経費の一部について補助を行っています。具体的には、通学のための車両に係る経費や通学時のガイドヘルパー等の活用に係る経費に対し補助を行っており、今年度は、府内 19 市町から申請がありました。

○ 引き続き、障がいのある児童生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めるとともに、市町村教育委員会に対しては、本事業の積極的な活用について、指導主事会等で働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【介護に関する要求項目】

2. 通勤・勤務・通学の課題について

- (5) 高校については、通学に関する必要な支援を教育部局と福祉部局とがしっかりと協力して保障すること。また、学内の支援については、安定した体制を作るために教育施策と福祉サービス事業者が協力するように市町村及び関係教育部局に積極的に働きかけること。

(回答)

- 府立高校においては、医療的ケア通学支援事業により、医療的ケアが必要なため通学が困難な生徒を支援しています。
- また、自主的な通学が困難な場合、介護タクシー等の送迎について敷地内への乗り入れの配慮等を行っているところです。
- 引き続き、障がいのある生徒が入学した学校で安心して学校生活が送れるよう努めるとともに、市町村教育委員会に制度の周知を行うなど、連携してまいります。

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高校改革課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【交通・まちづくりに関する要求項目】

1. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について

- (1) 障害者の駅利用の利便性や安全性が著しく損なわれている現在の鉄道駅無人化について、鉄道事業者に対し「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示すと共に、国の「駅無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重し、無人駅の機能向上に資する取組を適切に実施することや、機能向上に向けては、様々な障害特性を尊重し、誰もが取り残されないものとなるよう、障害当事者団体等と十分な意思疎通を図るよう、鉄道事業者への働きかけを引き続き行うこと。

(回答)

- 駅員の配置については、本府として、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限は有していないものの、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性の向上の観点から重要であると認識しております。
- 本府としては、駅が果たす役割を踏まえ、国、府、市町村や鉄道事業者等が参画する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しております。
- また、鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重し、無人駅等の機能向上に資する取組を適切に実施することや、障がい当事者団体等と十分な意思疎通を図るよう伝えるなど、引き続き鉄道事業者への働きかけを行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
 都市整備部 交通戦略室 交通計画課
 都市整備部 住宅建築局 建築環境課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【交通・まちづくりに関する要求項目】

1. 駅ホームの安全な利用、無人駅への対策検討について
- (2) 無人駅化に伴い整備されている機能（インターホン・券売機等）は、未だ使用が困難な当事者がおり、駅員配置を代替する機能とは言い難い。この課題について、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等を活用し、当事者からの意見を聴取し鉄道事業者に伝える等、府としても改善に向け引き続き取り組むこと。

（回答）

- 無人駅におけるインターホン、券売機については、「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」に望ましい整備内容の記載があり、鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、当該ガイドラインを最大限尊重し、無人駅の機能向上に資する取組を適切に実施するとともに、障がい当事者団体等と十分な意思疎通を図るよう伝えるなど鉄道事業者に働きかけを行っているところです。
- いただきましたご意見につきましては、さらなる利用者の安全性・利便性が確保されるよう、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、鉄道事業者に共有してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課
 都市整備部 交通戦略室 交通計画課
 都市整備部 住宅建築局 建築環境課